

## 肝炎対策推進に関する意見書

我が国最大の感染症であるB型肝炎・C型肝炎は、その治療法が急速に進展し、治療を受けやすくする助成制度・支援策が拡充されたことにより、肝炎が治り、又、肝機能が改善される者が急速に増えている。

ところで、平成21年12月に成立した肝炎対策基本法の前文には、B型肝炎・C型肝炎に係るウイルス感染については「国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある」と記載されており、附則には、肝硬変及び肝がんの患者の支援の在り方については「これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする」との規定がある。

このような中、平成30年12月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、B型肝炎・C型肝炎の重症者約15万人の1割弱の1万2千人程度（7,228人/月の入院数）が対象になると見込まれていたが、実績は月50人前後にとどまっている。それは、事業対象者の条件が治療実態に即していない、通院治療が対象に組み込まれていない結果と思われる。

また、ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業は国の肝炎対策の柱の1つに位置付けられ、年々制度が改善されてきているが、定期検査費助成の利用者は少数にとどまっており、利用促進策が求められている。

併せて、未だ感染に気付いていない者や受診していない者も数多く、早期発見・検査・治療に結び付ける対策が急務となっている。

よって、国においては、これらの諸課題を解決することを通じて、肝硬変・肝がんへの移行者を減らす肝炎総合対策の推進と、患者の命を守るため、下記事項について必要な措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、厚労省の実態調査を踏まえ、対象月数の短縮、助成要件・指定医療機関の要件の緩和、通院治療への拡大などの改善策を検討し、実施すること。
- 2 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の自己負担額の軽減、申請手続きのいっそうの簡素化、広報・周知策の改善などによって利用を促進すること。
- 3 ウイルス検診、陽性者フォローについては自治体や職域での格差均てん化、職域での検診・受療を促進するなど、早期発見・治療を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣 殿  
法務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官